

## 「独立行政法人改革に関する基本的な方針」(概要) (平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)

### 1 改革の目的

今回の改革の目的は、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化等の官の肥大防止・スリム化を図ることである。

### 2 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

現行制度では多様な法人に対し一律のルール適用がされているが、これを法人の事務・事業の特性に応じ以下の 3 つの類型に分類 し、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築する。

- ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人（「**中期目標管理型の法人**」）  
国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人
- ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人（「**研究開発型の法人**」）  
「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人
- ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人「**単年度管理型の法人**」  
国の相当な関与の下に 国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

### 3 目標設定及び業績評価の在り方

主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的にを行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。

#### 4 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあつては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。

第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

#### 5 研究開発型の法人への対応

「研究開発成果の最大化」を法人の目的とし、目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が指針を策定し、総務大臣は当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針には反映する。主務大臣は当該指針に基づき、目標設定・評価を行う。

#### 6 新独法制度及び組織への移行に当たりの措置等

この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。

その他各法人の統廃合等に係る措置については平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。

#### **各法人等について講ずべき措置**

##### **【国立公文書館】**

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）附則で定める法施行後 5 年を目途とする見直しの中で、法の施行状況や立法府、司法府との関係等も踏まえつつ、組織の在り方について幅広く検討を行う。
- 立法府、司法府からの文書移管が拡大する場合には、文書管理の事務量に応じた負担の均衡を踏まえた体制の整備を検討する。

- 組織の見直しを踏まえた新たな組織への移行が確定するまでの間は、従来の法人形態を維持し、単年度管理型の法人とする。